

訴 状

平成26年11月23日

東京地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

〒179-0072 東京都練馬区光が丘8丁目5番地17

原 告 神 成 御 弥 次

〒104-0061

東京都中央区銀座原宿六本木バギー・トップにヒップボーンビル1階

さくらんぼ法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

電 話 03-§§§§-9819

FAX 03-§§§§-9740

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

被 告 東 京 都

上 記 代 表 者 知 事 舛 添 要 一

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金492万2573円

ちょう用印紙額 金3万円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金492万2573円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、別紙物件目録1記載の土地を所有し、同土地上に同目録2記載の建物を所有して、ここを自宅（以下、単に「原告自宅」という）としている。
- 2 原告自宅に隣接して、別紙物件目録3記載の土地がある。同土地は、更地となっている（以下、この土地を「本件空地」という）。なお本件空地は、登記名義上は訴外骨川スネ治朗（以下、「スネ治朗」という）の所有となっているが、同人は既に死亡しており、現在の詳しい権利関係は不明である。
- 3 本件空地は、昭和40年頃、被告が幾ばくかの賃料でこれを賃借し、内径1メートル、長さ3メートル程度の土管を3本（以下、「本件土管」という）設置保管している。なお設置保管とはいっても、本件空地で野ざらしになっているだけである。
- 4 本件土管が設置された経緯は以下のようなものである。

すなわち昭和40年頃の高度経済成長期に我が国のインフラストラクチャが整備され、汲み取り式の便所に代わって水洗トイレが一気に普及した際、急増する下水道工事を速やかに施工するために、工事場所付近の空き地や遊休地を国や地方公共団体が賃借して、ここに一時的に下水管たる土管を設置保管するというスキームの事業が日本全国で行われていた。

現在は当時ほど切迫した下水管需要はないため、下水管は全て公共用地に保管されているが、本件土管はなぜかその後も工事に用いられることなく放置され、現在にまで至っている。

5 本件空地は、本件土管が設置されていることや、所有者による管理が実質的に行われていないこともあって、近隣に暮らす子供たちの遊び場として頻繁に用いられていた。土管が設置された昭和40年頃から現在に至るまで、毎日誰かしらが本件空地で遊んでいた。

上記の子たちが本件空地を遊び場として用いることによって、原告は大きめに以下の二つの形で損害を被った。

(1) 野球

ア 平成23年4月頃に近隣の小学校に入学し、本件空地で遊ぶようになった子供たちは、週に2, 3回程度の頻度で本件空地で野球をしていた。参加者の中で原告が名前を把握しているのは、いわゆるガキ大将でリーダー格の訴外剛田武（以下、「剛田」という）と、剛田と親しい訴外骨川スネ夫（以下、「骨川」という）及び訴外野比のび太（以下、「野比」という）の3名である。なお他にも野球に興じていた子供たちは10名以上存在する。

イ また名前が分かっている上記の3名はいずれも本訴状の日付当方で小学4年生であり、前記の通り彼らが本件空地で野球をするようになったのは、彼らが小学1年生になった平成23年4月頃からである。

また骨川は前記スネ治朗の何らかの親戚であるが、詳しい関係は不明である。

ウ 本件空地と原告自宅の敷地の境界には、原告が設置したブロック塀があったが、子供たちが野球に興じる中で投げられた、あるいは打たれたボールが頻繁にこの塀を越えて原告自宅に侵入し、原告が敷地内の庭で育てていた盆栽に当たって、鉢を損壊せしめたり、幹や枝が折られたりした（詳しい被害状況は後述する）。

(2) 剛田による本件空地での歌唱

ア 前記剛田は歌唱が趣味であり、小学1年生になって空地で遊び始めた平成23年4月頃から、月に1回程度リサイタルと称して自身の小学校の同級生を集め、ステージに見立てた本件土管の上に立って自身の歌唱を披露していた。

また剛田はこのリサイタル以外にも本件空地で一人で歌唱の練習をすることがあり、リサイタルと練習を併せると同人はおおむね週に1回程度本件空地で30分から2時間程度歌を歌っていた。

イ しかし剛田は歌唱力に難があるのを乗り越えて、その歌声は音響兵器とでも形容すべき強い攻撃性を持っており、彼の歌は紛れもない騒音公害であった。リサイタルに付き合わされる骨川・野比らの同級生も剛田がガキ大将であることから仕方なく付き合っているに過ぎなかった。

原告が独自に測定したところ、本件空地の土管の上で歌う剛田の歌声は、原告の庭地においては平均して120デシベル程度を記録した。目安としては飛行機のジェットエンジンの至近の位置においてエンジンを作動させるとこの程度の数値が記録されることになるため、原告は3年7ヶ月程度の長きにわたり空港の近くに住んでいる人よりもひどい騒音公害を被ってきたことになる。

この歌を聞くと原告は四肢が震え、動悸が激しくなり、ひどい吐き気を覚えた。聞き終わった後も、平均して2時間ほどはひどい吐き気と倦怠感が続き、まともに活動できる状況ではなくなった。この状況で更に剛田が歌い出した場合などは、原告は文字通り命の危険を覚えたほどである。

また原告自宅内も剛田の歌声によって地震の時のような震動を生じ、瓦が割れ、柱や壁紙にひびが入ったほか、前記の盆栽も数本が枯死するに至った。

6 被告の責任

(1) 本件土管は、被告の所有物たる動産であり、下水道事業という公の事業のために公共団体たる被告が管理している公物であって、国家賠償法2条1項にいう「公の営造物」に当たることは疑いがない。

(2) 被告は、昭和40年頃にスネ治朗から本件空地を賃借し、同地に本件土管を設置してその管理を始めてから、現在に至るまで50年程度の長きにわたり、本件土管を同地に放置してきた。

前記の通り平成23年4月から剛田らが本件空地を野球や歌唱の場として使うことになったが、これ以降も被告は本件土管を放置し続けた。

剛田らが本件空地を遊び場として使うようになったのは、本件土管が設置されていたからである。本件土管は野球においては主にベンチとして用いられていたし、剛田の歌唱においてはステージとして用いられていた。またその他にも、本件土管は子供たちが上に座って話をしたり、アスレチックに見立てて中をくぐったりといった用いられ方をしており、放置されている本件土管が子供たちの歓心を引いた結果、本件空地が剛田らの遊び場として使われるようになり、結果として野球や歌唱といった遊びも始められたものである。

昭和40年頃にも全国の遊休地に設置されていた土管が子供たちの遊びに用いられており、この当時から転回した土管の下敷きになった子供が死亡する等の事故が発生していた。そのため国や地方公共団体は土管の保管場所に塀や規制線を設置して立ち入りを禁止・制限したり、注意を促す立看板等を設置したり、あるいはそもそも立入ができない公共用地に土管を移したり、速やかに下水道工事を進めて土管が空地に設置されている状態を解消したりしてきた。しかし本件土管についてはこれらの措置がなんらとられることもなく50年もの長きにわた

って放置され、その結果子供たちの遊び場になってしまい、原告が前記の被害を受けるに至ったものである。

上記のような措置がとられていない本件土管は、まさに通常有すべき安全性を欠いており、これについて被告の管理の瑕疵があるといえる。原告はこの瑕疵によって損害を被ったものである。

7 損害

(1) 盆栽及び鉢

ア 平成23年5月2日 8万6400円

購入価格8万6400円の五葉松に野球ボールが直撃し、幹から折れた。原告は再生を試みたが、結局枯死した。

イ 平成23年9月2日 1944円

購入価格1944円の陶製の鉢に野球ボールが直撃し、段から落ちて木端微塵に割れた。なお盆栽は直ちに別の鉢に移し替え、無事であった。

ウ 平成24年11月20日 43万2000円

購入価格43万2000円の五葉松の枝に野球ボールが直撃し、この枝が折れた。この松の枝は3本であり、そのうちの1本が根元涸れ折れたことで盆栽としての美観を大きく損ねたため、原告はこれを庭に廃棄した。

エ 平成25年7月7日 6396円

購入価格2132円の鉢3つに（盆栽を植えておらず、重ねて庭に置いておいたもの）野球ボールが当たり、うち2つが真っ二つに割れ、1つは一部が欠けた。

オ 平成26年3月3日 5932円

購入価格2132円の鉢に植えられていた購入価格3800円の五葉松に野球ボールが直撃し、段から落ちて鉢が粉々に割れた。五葉松

は別の鉢に移し替えたが、約1週間後に枯死した。

(2) 原告自宅

ア 瓦 15万3400円

剛田の歌唱により屋根から落ちて、あるいは屋根の上にあるままに、割れたりひびが入ったりした瓦の交換に要した費用である。新しい瓦そのものの代金と、修繕・設置等の工事の費用の合計になっている。

イ リフォーム費用 68万4675円

剛田の歌唱によって柱や壁紙等の部位にも損傷が生じたため、原告はリフォーム工事を行い、平成26年8月23日にこれは完了した。

(3) 治療費 10万4320円

原告は剛田の歌唱に伴う諸症状のために通院・投薬治療を行っており、その合計である。なお病院へは徒歩で通っていたため通院交通費は請求しない。

(4) 慰謝料 300万円

剛田の歌唱によって3年7ヶ月あまりの長きにわたり原告が負った精神的損害は凄まじく、その評価額は300万円を下らない。

(5) 弁護士費用 44万7506円

前記(1)乃至(4)の合計44万75067円の1割に当たる。

8 結語

以上から、原告は被告に対し、金492万2573円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めるものである。

証 拠 方 法

1 甲第1号証 DVD記録映像

添 付 書 類

1 訴状副本 1通

2	甲号証写	各 2 通
3	証拠説明書	2 通
4	委任状	1 通
		以 上

物 件 目 録

(省略)